「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案」
に関する意見募集の結果について

令和７年１２月２３日
国 土 交 通 省 港 湾 局

国土交通省では、令和７年１０月２９日から令和７年１１月２８日まで、「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案」に関する意見の募集を実施しましたところ、２件のご意見を頂きました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方を以下のとおりまとめましたので、公表致します。

また、今回の募集意見の対象とならない事項に関する御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の職務の参考とさせていただきます。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申しあげます。

１．実施方法

①募集期間：令和７年１０月２９日（水）～令和７年１１月２８日（金）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見数２件（提出者数２名）

３．お問い合わせ先

国土交通省港湾局参事官（技術監理・情報化）室 意見募集担当宛
電話番号０３－５２５３－８６８１

御意見の概要及び国土交通省の考え方

| 御意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
| --- | --- |
| 港湾施設の維持管理に関する技術的基準を見直すものであり、特に気候変動やインフラの老朽化といった現代的課題に対応するための制度的整備として、重要な意義を持つと考える。<br>今回の改正案について、気候変動への制度的対応として評価ができる。<br>また、施設の供用期間の変更に伴う維持管理計画の見直しが標準化される点も、施設の実態に即した柔軟な対応を可能にするものであり、技術革新や社会情勢の変化に応じた制度運用として妥当と考える。<br>一方で、制度の実効性と社会的納得性を高めるため、情報公開の強化、維持管理計画の変更や気象の将来予測の反映に関するガイドラインや事例集の整備、施設の部材ごとの維持管理方針の明確化、制度の持続可能性と公共性の両立等の検討により、港湾施設の安全性と公共性を支えるものとなることを強く期待する。 | いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 |
| 気候変動の激甚化、港湾インフラの急速な老朽化、国土強靭化の必要性を踏まえると、本改正は現代の実情に即した正しい方向性であり、技術行政の観点からも妥当と考える。<br>維持管理の高度化の方向性は正しいが、現行予算では実行不可能となっている。また、予防保全は将来の財政負担を確実に減らすこととなるが、地方の財源は限界であるため国による追加予算が必要不可欠。<br>本告示改正案の方向性に強く賛同し、国土交通省が必要な財源を確保できるように国民の立場から後押しする。 | いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 |